枚方市条例第　６　号

枚方市事務分掌条例の一部を改正する条例

枚方市事務分掌条例（昭和46年枚方市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第２条の表市民生活部の項中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　介護保険料に関すること。

附　則［令和6年3月7日公布］

この条例は、令和６年４月１日から施行する。